

令和8年度一関市教育委員会社会教育行政の方針

I 一関市教育振興基本計画の概要（計画期間 令和8年度～令和17年度）

1 教育振興の基本目標

「郷土を愛し 自ら学び 未来を拓く 一関のひとづくり」

2 基本方向

ともに学び、まちと地域をつくるひとづくり（社会教育の推進）

- ・ 市民一人ひとりが生きがいを持ってより豊かな人生を送るために、生涯にわたって学び続けることができる学習機会を創出するとともに、学んだ成果を地域の活動につなげ、地域課題の解決と地域の教育力の向上を図ることのできる「ひとづくり」を目指します。また、学校教育と社会教育が連携した学びと地域づくりを推進し地域の活力を創造していきます。

誇りと愛着を醸成する文化を継承し、未来を創造するひとづくり

- ・ 市民共通の財産である文化財の適切な保護と調査研究を進めるとともに、市民が郷土の歴史・文化を身近に学べる環境を構築し、郷土への理解を深め、ふるさとへの誇りと愛着を持ち次世代につないでいく「ひとづくり」を目指します。

3 重点事項

重点事項1：ことばを大切にす教育

- ・ 全ての学びの基礎である「ことば」の力を育むため、市立図書館と連携した読書活動の推進や「ことばのテキスト『言海』」の活用などを通じて、思考力、表現力、コミュニケーション能力を育成します。

重点事項2：グローバル人材育成

- ・ 外国語によるコミュニケーション能力を育むことや国際理解を充実させることはもとより、地域の歴史や文化を深く学ぶことを通じて自らのアイデンティティを確立し、多様な文化や価値観を尊重する人材を育成します。

重点事項 3：学校と地域の協働

- ・ 学校運営支援協議会を核にしながら、教育振興運動推進協議会や市民センターと連携して、地域全体が教育の当事者であるとの認識を共有し、それぞれの役割を果たしながら子どもたちの成長を支えます。

重点事項 4：文化財・文化施設の活用

- ・ 骨寺村荘園遺跡をはじめとする地域の文化財を、単に保護の対象とするだけでなく、探究的な学びやふるさと学習の「生きた教材」として積極的に活用し、郷土への誇りを育みます。

4 基本施策

(1) 社会教育の充実

- ・ 市民の生涯にわたる学習機会を創出し、世代を超えて人とつながることで、学びの成果を地域活動へつなげ、地域の教育力の向上と、市民のウェルビーイング（心身ともに良好な状態）の実現を目指します。

(2) 家庭教育の充実と地域の教育力向上

- ・ 教育の原点である家庭教育を支援するとともに、地域全体で子どもたちの学びをサポートすることで、家庭や地域社会の教育力を向上させます。

(3) 学習環境の充実

- ・ 生涯にわたって学び続けられるよう、地域の特色や資源を生かした多様な学習機会を創出し、誰もが主体的に参加できる環境を整備します。また、市民の生涯学習と地域づくりの拠点施設として、安心して利用できる市民センターの環境の維持・向上に努めます。

(4) 図書館機能の充実

- ・ 資料・施設・職員など、図書館を構成する各要素を整備し市民の知る権利を保障し、幅広い世代が生涯学習を続けられるよう学校図書館と連携し、読書・学習支援等を多面的に支援します。
- ・ また、地域の情報拠点として、地域の歴史・文化を伝えるため郷土資料や行政資料を計画的に収集・保存・提供し、デジタル化や情報発信を推進します。

(5) 子どもの読書活動の推進

- ・ 読書活動は、子どもたちが多くの本に触れ、読むことの楽しさを実感し、素直に感動できる豊かな情操を育むなど豊かな心の育成にとって重要な活動です。この活動を総合的に推進します。

(6) 博物館等機能の充実

- ・ 資料収集、保管、調査研究、展示、教育普及活動などにより市民等が地域の歴史や文化などを学ぶ施設として、それぞれの施設の特長を生かしながら機能の充実に努めます。

(7) 文化財の保存と活用

- ・ 文化財や歴史的な景観について、調査研究を進め特徴ある地域づくりに生かすとともに、適切な保存と担い手確保に努め、次世代に継承します。

(8) 地域文化の伝承

- ・ 地域の風俗慣習や民俗芸能の調査研究と記録保存を進め、伝承活動や後継者育成を支援するとともに、市民が郷土の自然や歴史文化、先人の業績について身近に学べる環境や理解を深める機会を提供し、郷土への誇りと愛着心を醸成します。

Ⅱ 令和8年度社会教育行政の方針（図書館、博物館を除く）

1 重点的に取り組む事項

(1) 社会教育の必要課題に対する共通取組

社会の変化に応じて必要な現代的課題について、年度毎に一つのテーマを決めて、市民センターにおいて、そのテーマに沿った取組を実施します。

令和8年度テーマ「郷土愛の醸成による次世代の人材育成」

- ・ 地域の歴史や文化、自然に触れる学びや体験を通して、郷土への理解と愛着を育みます。
- ・ 地域住民が学びや各種活動に関わることで、地域の教育力が高まり、郷土愛を基盤とした人材育成につなげます。

(2) 青年リーダーの育成に向けた取組

地域づくりやボランティア活動を担う青年リーダーを育成するため、多様な学習の機会や学習情報の提供を行うとともに、自発的な学習活動を支援します。

(3) 家庭教育の充実

地域で家庭教育を支援するため、子育てや家庭教育に関する相談、学習の機会や学習情報の提供を行います。

(4) 地域の教育力向上に向けた取組

子どもを地域全体で育む環境づくりを進めるため、地域住民や関係団体と連携しながら、子どもたちの活動や学習を支える取組を実施します。

(5) SDGsの理念を踏まえた学習の機会を提供

持続可能な地域づくりの推進に向けて、SDGsの理念や地域課題への理解を深める学習機会を提供します。

(6) 社会教育施設等の整備

市民の生涯学習と地域づくりの拠点施設として、安心して利用できる環境を維持するため、施設の改修等を行います。

(7) 研修機会の充実

指定管理を行っている市民センターの職員が、社会教育に関する専門性を高められるよう、社会教育主事講習を受講することを支援します。

2 事業の展開

1の重点的に取り組む事項を実行するために、以下の事業を展開します。

(1) 社会教育の充実

① 社会教育の充実	
ア 社会教育の推進	a 学習情報の提供 ・市広報、ホームページ等の活用 ・市民センター広報、SNS等での発信
	b ことばを大切にする教育の推進 ・各分野におけることばを大切にする取組の推進 ・郷土の歴史・文化に関する講座の実施 ・図書館事業との連携 ・視聴覚ライブラリーの活用
	c 生涯各時期における社会教育の充実 ・市民センターを中心とした少年教育、青年教育、成人教育、女性教育、高齢者教育事業の実施 ・青年リーダーの育成、青年の社会参加活動を支援 ・実行委員が企画する二十歳のつどいの開催 ・社会教育関係団体等の活動支援
	d 推進体制の充実 ・各種委員会議の開催 ・庁内連携、関係機関・団体等との連携
	e 必要課題に対する共通取組 ・市民センターにおいて、テーマに沿った取組を実施
イ 学びの成果を生かす環境づくり	・学んだことを発表・共有・継承できる機会の提供
ウ 地域づくりに取り組む人材、団体の育成	・地域課題解決に向けた活動への支援 ・地域協働体の活動に対する支援 ・地域での地域づくり計画の策定及び見直しへの支援 ・地域協働体の事務局職員の活動支援 ・市民センターの指定管理に向けた地域協働体への支援 ・研修や情報共有の機会の充実
エ グローバルな人材の育成	・小学生英語の森キャンプ事業の実施 ・中学生英語の森キャンプ事業の実施 ・郷土の歴史・文化に関する講座・体験活動の実施
オ ジェンダー平等の実現に向けた学習活動への支援	・ジェンダー平等の推進に資する事業の実施 ・男女共同参画サポーターとの連携 ・企業等への出前講座の実施
カ 学校施設の開放	・一関市立小学校及び中学校の体育施設の開放

(2) 家庭教育の充実と地域の教育力向上

① 家庭教育の充実	
ア 関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、PTA、地域、企業、行政が連携、協力することによる、家庭教育に関する学習機会や学習情報の提供
イ 家庭の教育力向上に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民センターを中心とした家庭教育事業や各種講座の実施 ・企業・団体等への出前講座の実施 ・「いわて家庭の日」の周知による家庭の大切さの啓発 ・「いちのせきの家庭教育10か条」の普及 ・食育に関する講座、講演会等の実施 ・居間8ルール・居間9ルールの普及
② 地域全体で子どもを育む環境づくり	
ア 地域学校協働活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室事業の実施 ・学校支援活動事業の実施
イ 教育振興運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域が抱える教育課題の解決に取り組む教育振興運動の推進

(3) 学習環境の充実

① 社会教育環境の充実	
ア 市民センター機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生涯学習と地域づくりの拠点としての市民センター機能の充実
イ 社会教育施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な維持管理の実施
ウ 組織の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議等の開催
② 指導体制の充実	
ア 専門職員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育主事や生涯学習支援員の効果的な配置
イ 指定管理者との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育主事の派遣 ・指定管理者の人材育成への支援 ・地域課題を踏まえた事業計画の作成支援 ・いちのせき市民活動センターによる支援
ウ 研修機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修への派遣 ・研修会等の開催 ・指定管理市民センター職員の社会教育主事講習受講の支援

Ⅲ 令和8年度社会教育行政の方針（図書館、博物館）

1 重点的に取り組む事項

(1) 図書館機能の充実

- ・ 資料・施設・職員など、図書館を構成する各要素を整備し市民の知る権利を保障し、幅広い世代が生涯学習を続けられるよう学校図書館と連携し、読書・学習支援等を多面的に支援します。
- ・ また、地域の情報拠点として、地域の歴史・文化を伝えるため郷土資料や行政資料を計画的に収集・保存・提供し、デジタル化や情報発信を推進します。

(2) 子どもの読書活動の推進

- ・ 読書活動は、子どもたちが多くの本に触れ、読むことの楽しさを実感し、素直に感動できる豊かな情操を育むなど豊かな心の育成にとって重要な活動です。この活動を総合的に推進していくため具体的施策を進めます。

(3) 博物館機能の充実

博物館は、資料収集、保管、調査研究、展示、教育普及（交流連携）活動などの役割を一体的に担う施設であり、機能をより充実させることにより、学ぶ機会の提供と学習活動支援に努めます。

2 事業の展開

1の重点的に取り組む事項を実行するために、以下の事業を展開します。

(1) 図書館機能の充実

① 情報拠点としての基盤と運営体制を整え、地域活動を支援する図書館	
ア 持続可能な図書館づくり	<ul style="list-style-type: none">・ 資料の収集、保存、提供・ 読書に適した館内環境の整備・ 誰もがどこでも図書館資料を利用できる体制整備・ デジタル技術を図書館サービスに積極的に取り入れ、快適な読書体験の提供・ 8館の資源（人、資料）を有効に利用できる運営・ わかりやすい図書館情報の発信
② 一関の文化を育み、継承する図書館	
ア 郷土資料や行政資料を計画的に収集・保存・提供	<ul style="list-style-type: none">・ 歴史と文化の継承資料や郷土の魅力を発見できる資料の収集、保存、提供
イ デジタル化や情報発信による地域理解と活用の促進	<ul style="list-style-type: none">・ 資料のデジタル化や地域情報の提供

③ すべての市民に情報を届ける図書館	
ア 誰もが利用しやすい図書館サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・基本サービス（貸出・予約など）の充実 ・課題解決・自己実現支援と未利用者への利用促進 ・子どもの成長にあわせた資料提供と居場所づくり ・暮らし・仕事・地域課題の学びを支援 ・利用が困難な方など、個々のニーズに応じた支援
④ 学びの成果を挑戦につなげる図書館	
ア 生涯学習の成果を社会に活かせる支援	<ul style="list-style-type: none"> ・読書推進による地域参加と活躍の機会提供 ・生涯学習の充実による地域・読書活動への支援
イ 地域課題の解決と交流を生む図書館づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人々が集い、つながり、交流する図書館

(2) 子どもの読書活動の推進

① 多様な読書機会の確保	
ア 全ての子どもたちが本に接するための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な書籍や電子書籍の充実 ・図書館資料の多言語対応を推進
② デジタル読書環境の整備	
ア デジタル社会に対応した読書環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・電子書籍の利用促進 ・デジタルを活用した検索などの読書環境整備
③ 子どもの視点に立った読書活動の推進	
ア 子どもの主体的な読書支援	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・地域・学校などが連携した読書環境づくりの推進 ・家庭での読み聞かせ支援 ・本の楽しさを体験する機会の充実
イ 子供の将来に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・図書を活用した調べ方の支援

(3) 博物館等機能の充実

① 地域の歴史・文化等に関する学習支援	
ア 常設展示の充実	<ul style="list-style-type: none">・地域の歴史の変遷と個性ある文化に関する資料を展示替えしながら系統的に展示・スマートフォン等のICTを活用した展示解説の充実
イ 特別展や企画展等の開催	<ul style="list-style-type: none">・調査研究テーマに沿った地域の歴史、文化に関する展示・展示への理解を促すため、講演会等の関連行事の開催
② 歴史・文化に親しみやすい環境づくり	
ア 教育普及(交流連携)事業の開催	<ul style="list-style-type: none">・多彩な講座、講演会、体験学習を開催
イ 学校や市民センターと連携した事業の展開	<ul style="list-style-type: none">・団体等の観覧に対する展示解説等
ウ 博物館等の連携	<ul style="list-style-type: none">・博物館等が連携し、地域に対する理解を深める場の提供

IV 令和8年度文化財行政の方針

1 重点的に取り組む事項

(1) 文化財の保存と活用

文化財や歴史的な景観について、調査研究を進め特徴ある地域づくりに生かすとともに、適切な保存と担い手確保に努め、次世代に継承します。

(2) 地域文化の伝承

地域の風俗慣習や民俗芸能の調査研究と記録保存を進め、伝承活動や後継者育成を支援するとともに、市民が郷土の自然や歴史文化、先人の業績について身近に学べる環境や理解を深める機会を提供し、郷土への誇りと愛着心を醸成します。

2 事業の展開

1の重点的に取り組む事項を実行するために、以下の事業を展開します。

(1) 文化財の保存と活用

① 文化財の保存、調査及び活用	
ア 文化財保存・調査	・文化財や歴史的な景観について、調査研究を進め、文化財指定や計画的な修復などにより適切に保存するとともに、市民による保存管理の取組を支援し、次世代への継承に努めます。
イ 文化財施設等整備	
ウ 文化財公開活用	・博物館などでの展示、歴史的建造物の公開、イベントの開催、情報発信などを通じて、市民が文化財に触れる機会を充実させ、観光振興や地域づくりに生かします。
エ 文化財情報提供	
オ 地域文化財保護	・地域の特色を踏まえ、地域と一体となった持続可能な文化財保護と活用の方法を検討します。
② 骨寺村荘園遺跡の保全と活用	
ア 骨寺村荘園遺跡保全活用	・史跡と重要文化的景観の一体的な保存活用を図ります。
イ 文化的景観保護推進	・重要文化的景観「一関本寺の農村景観」の継承に向け、地元団体などと協働で体験交流事業などに取り組むとともに、担い手確保や関係人口増加の取組を検討します。
ウ 骨寺村荘園遺跡調査整備	・骨寺村荘園遺跡の調査研究を進め資産価値の向上に努め、公開に向けた史跡整備を検討します。
エ ひらいずみ遺産塾負担金	・「ひらいずみ遺産」として県や関係市町と連携し、世界遺産「平泉」との一体的な活用や情報発信に取り組みます。

(2) 地域文化の伝承

① 民俗慣習・民俗芸能の保存・伝承	
ア 民俗芸能伝承調査研究保存	・地域の歴史と文化に育まれ、伝承されてきた風俗慣習や民俗芸能を次世代に伝えていくために、調査研究と記録保存を進め、保存団体など、地域及び学校と連携しながら伝承活動や後継者育成を支援します。
イ 歴史民俗資料等活用	・民俗資料館での展示、講座の開催などにおいて、「生きた教材」として民俗資料に触れ、体験できる機会を充実させ、地域文化伝承の担い手確保につなげます。
② 偉人・先人の顕彰	
ア 歴史民俗資料等活用（再掲）	・地域ゆかりの偉人・先人たちの業績について、学芸員による出前授業など学校で学ぶ機会を提供するとともに、調査研究を進め、その成果を博物館、芦東山記念館、石と賢治のミュージアムなどでの展示や講座の開催などにおいて市民と共有し、郷土への誇りと愛着心の高揚につなげます。
③ 地域団体等への支援	
ア 民俗芸能伝承調査研究保存（再掲）	・地域のすぐれた自然や歴史・文化の伝承を図るため、関係する地域団体などとの協力体制を構築するとともに、地域おこし活動を行う地域団体や伝承活動を行う郷土史グループなどに対し、専門的見地から相談、助言などの支援を行います。